

## **鈴鹿医療科学大学 毒物・劇物管理規程**

### (趣旨)

第1条 鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等に使用される毒物・劇物の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下法という。）その他の法令に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「毒物・劇物」とは、法第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物をいう。

- 2 この規程及び鈴鹿医療科学大学毒物・劇物取り扱い管理委員会規程における「部局」とは、大学院研究科、学部、東洋医学研究所、健康管理センター、事務局をいい、「部局長」とはこれらの長をいう。

### (管理の総括)

第3条 本学における毒物・劇物の管理の総括は学長が行う。

### (毒物・劇物管理責任者)

第4条 毒物又は劇物を保管及び使用する学科、研究室、実験室等（以下「研究室等」という。）ごとに、各部局の状況に応じ毒物・劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、毒物又は劇物を使用する者（以下「使用者」という。）のうちから、部局長が指名する。

- 2 管理責任者は、当該研究室等における毒物・劇物を適正に管理するとともに、事故等の防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、毒物・劇物の性質及び毒性並びに研究室等の態様に応じ、使用簿により保管量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に毒物・劇物の保管量と使用量等を使用簿と照合して確認するものとする。
- 4 管理責任者は、使用者に対し、毒物・劇物の適正な取扱い方法についての指導に努めなくてはならない。

### (毒物・劇物使用者の責務)

第5条 使用者は、関係法令及び本規程を遵守するとともに、管理責任者が職務上必要と認めて行う指示に従い安全に十分注意しなければならない。

- 2 使用者は、毒物又は劇物の使用の都度、品目ごとに使用数量を使用簿に記録しなければならない。

### (毒物・劇物の保管等)

第6条 毒物・劇物は一般の医薬品、危険物と区別し、別図第1に従い、施錠可能な金属製等の堅固な専用の保管庫に保管しなければならない。

- 2 保管庫は、地震等の災害による転倒事故を防止するため、床等に固定するとともに併せて保管庫の棚から毒物・劇物の容器の転落を防止する措置を講じなければならない。

- 3 保管庫には、毒物・劇物の盗難等を防止するための施錠を行い、鍵の管理は管理責任者又はその代理者が行うものとする。
- 4 毒物・劇物の専用の保管庫及び容器並びに被包には、明確に認識できるよう「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については、赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤文字をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(使用簿)

第 7 条 毒物・劇物を保管するときは、使用簿を備えなければならない。

(事故の際の措置)

第 8 条 使用者は、その取扱いに係る毒物・劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、防災または保健衛生上の危害が生じる恐れがあるときは、直ちに管理責任者に通報し、管理責任者は、危害を防止するため必要な応急措置を講じるとともに、部局長に報告し、その指示に従わなくてはならない。

- 2 管理責任者は、保管・管理する毒物・劇物が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに部局長に届け出て、その指示に従わなくてはならない。
- 3 前 1 項または前 2 項の届出を受けた部局長は、直ちに学長に報告しなければならない。

(廃棄)

第 9 条 管理責任者は、長期間保管されている毒物・劇物のうち、使用の見込みがないものの又はラベルの脱落等で内容が不明なもの等については、法および法施行令（昭和 30 年政令 261 号）で定める廃棄方法の基準ならびに本学における廃棄物等の処理に関する規程に従い、速やかに廃棄処分等の処理を講じなければならない。

(毒物・劇物取り扱い管理委員会)

第 10 条 毒物・劇物の管理に関し、その徹底と万全を期するため、管理組織として毒物・劇物取り扱い管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関する規則は別に定める。

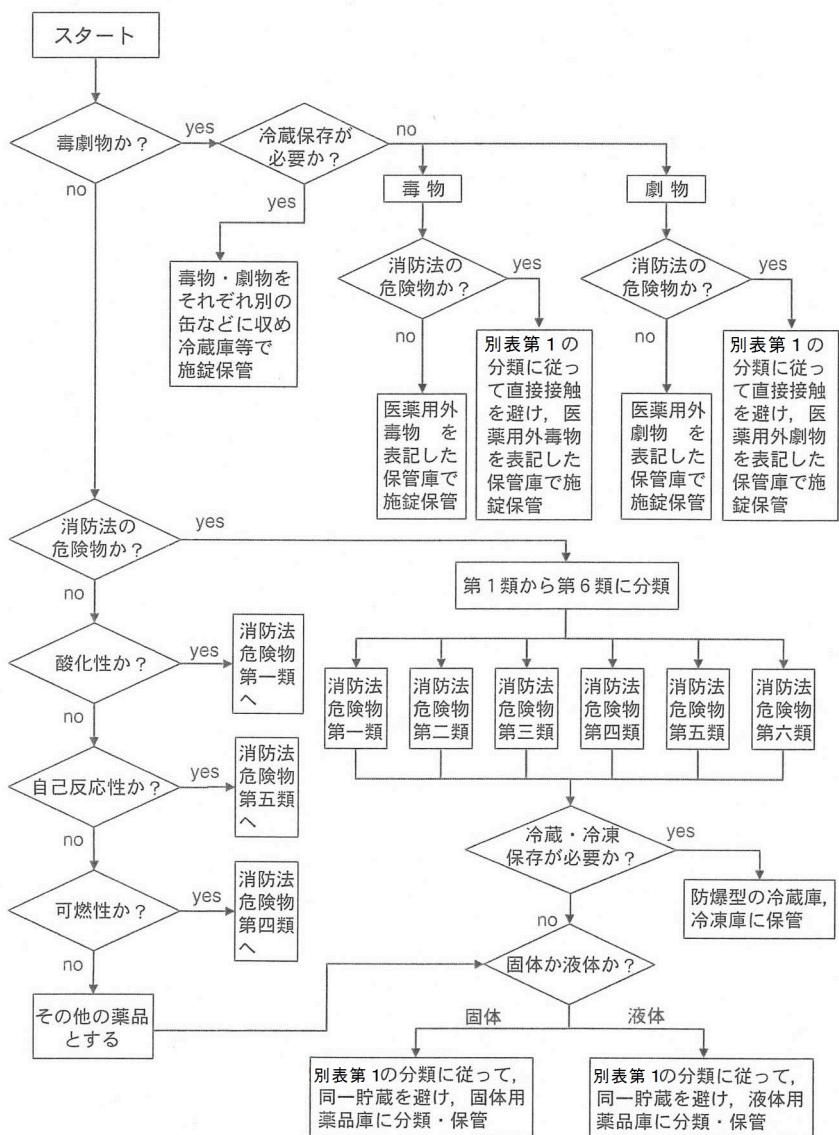
(その他)

第 11 条 この規程に定めるものほか、毒物及び劇物の管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1. この規程は、平成 20 年 3 月 18 日に制定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別図第1 化学薬品の分類・保管のフローチャート（第6条関係）



「大学人のための安全衛生管理ガイド」

鈴木 直、太刀掛俊之、松本紀文、守山敏樹、山本 仁 著 (東京化学同人) より引用

別表第1 類の異なる危険物の同一貯蔵・混載の禁止関係（第6条 別図第1関係）

	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類
第一類		×	×	×	×	○
第二類	×		×	○	○	×
第三類	×	×		○	×	×
第四類	×	○	○		○	×
第五類	×	○	×	○		×
第六類	○	×	×	×	×	

備考：

- 1) ×印は、混載することを禁止する印である。
- 2) ○印は、混載にさしつかえない印である。

「危険物の規制に関する規則 別表第四より抜粋」

(付表1) 消防法別表第1による危険物の分類

類別	性質	性質の概要
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦等によって分解し酸化させて、極めて激しい燃焼を起こす危険性を有する。
第2類	可燃性固体	火災により着火しやすい。比較的低温で引火しやすい。
第3類	自然発火性物質 固体・液体	空気にさらされることにより自然発火する危険性を有するもの。
	禁水性物質 固体・液体	水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生するもの。
第4類	引火性液体	引火性を有する液体である。
第5類	自己反応性物質 固体・液体	加熱等による分解等の自己反応により、多量の発熱をし、又は爆発的に反応が進行するもの。
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しないが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する液体である。

(付表2) 消防法別法第1による危険物の物質例

**第1類；酸化性固体**

1. 塩素酸塩類
2. 過塩素酸塩類
3. 無機過酸化物
4. 亜塩素酸塩類
5. 臭素酸塩類
6. 硝酸塩類
7. よう素酸塩類
8. 過マンガン酸塩類
9. 重クロム酸塩類
10. 政令で定めるもの
11. 1～10を含有するもの

**第2類；可燃性固体**

1. 硫化りん
2. 赤りん
3. 硫黄
4. 鉄粉
5. 金属粉
6. マグネシウム
7. 政令で定めるもの
8. 1～7を含有するもの
9. 引火性固体

**第3類；自然発火性物質，禁水性物質** 固体，液体

1. カリウム
2. ナトリウム
3. アルキルアルミニウム
4. アルキルリチウム
5. 黄りん
6. アルカリ金属（1, 2を除く。）  
及びアルカリ土類金属
7. 有機金属化合物
8. 金属の水素化物
9. 金属りん化物
10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物
11. 政令で定めるもの
12. 1～11を含有するもの

**第4類；引火性液体**

1. 特殊引火物
2. 第1石油類
3. アルコール類
4. 第2石油類
5. 第3石油類
6. 第4石油類
7. 動植物油類

**第5類；自己反応性物質** 固体，液体

1. 有機過酸化物
2. 硝酸エステル類
3. ニトロ化合物
4. ニトロソ化合物
5. アゾ化合物
6. ジアゾ化合物
7. ヒドラジンの誘導体
8. ヒドロキシルアミン
9. ヒドロキシルアミン塩類
10. 政令で定めるもの
11. 1～10を含有するもの

**第6類；酸化性液体**

1. 過塩素酸
2. 過酸化水素
3. 硝酸
4. 政令で定めるもの（ハロゲン間化合物）
5. 1～4を含有するもの